別表第五

項	要件及び方法
一	⑴　全部過疎市町村（※１）ではないこと かつ ⑵　当該サービスの、人口（※２）に占めるサービス利用者割合が、⑴を満たす市町村の上位25％の範囲内であること
二	当該市町村における当該サービスの利用者数の伸び率（※３）が、全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合は、当該市町村における当該サービスの令和９年度から令和11年度までの見込みについては、当該市町村における当該サービスの令和８年度の見込みと全国の当該サービスの利用者数の伸び率を用いて定める（※４）。

備考

１　全部過疎市町村については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づく過疎地域のうち、いわゆる過疎区分が全部過疎である市町村とする。

２　人口については、特定障害福祉サービスの場合は、18歳以上の人口とし、特定障害児通所支援の場合は、18歳未満の人口とする。

３　利用者数の伸び率については、令和５年度から令和７年度までの幾何平均を用いる。

４　この方法による場合は、全国の当該サービスの利用者数の伸び率が正の値であるときに限る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和九年四月一日から適用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

２　次に掲げる告示の別表中「（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一のニ」を「（令和８年厚生労働省・こども家庭庁告示第４号）別表第一の九」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）

○こども家庭庁厚生労働省告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定生活介護事業所等その他の事業所において既	**別表** 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の